

**山梨県新型インフルエンザ等対応訓練企画・運営業務委託事業者
審査委員会設置要綱**

(設置)

第一条 山梨県新型インフルエンザ等対応訓練企画・運営業務委託を行わせる者を選定するに当たり、適切かつ公正な審査を行うため、山梨県新型インフルエンザ等対応訓練企画・運営業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(業務)

第二条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関する企画提案書の審査
- (2) 業務委託先の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第三条 審査委員会は、別紙名簿に記載された者をもって構成する。

- 2 審査委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、会務を総括する。

(会議)

第四条 審査委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、持ち回りにより審査を行う。

(会議の非公開)

第五条 審査委員会の会議は、公開しない。

(事務局)

第六条 審査委員会の事務局は、福祉保健部感染症対策センターに置く。

(その他)

第七条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、令和 7 年 5 月 3 0 から施行し、委託契約日をもって廃止する。

(別紙)

所属	職名	氏名	備考
福祉保健部	次長	大森 栄治	委員長
福祉保健部	参事	知見 圭子	
福祉保健部感染症対策センター	対策監	宮澤 健一	
知事直轄	感染症対策センター総長	藤井 充	
株式会社サンライフ寿	専務取締役 (前感染症対策統轄官)	成島 春仁	
国立感染症研究所感染症 危機管理研究センター	第一室(企画管理)室長	吉見 逸郎	